第１２回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成２７年５月２７日（水）午後２時００分より
於：島原市有明庁舎３階大会議室

第１２回　島原市農業委員会総会

１．開会日時　　平成２７年５月２７日（水）　　１４時００分

２．閉会時間　　平成２７年５月２７日（水）　　１４時５６分

３．開催場所　　有明庁舎　３階大会議室

４．出席委員者の数　　２６名

５．欠席委員者の数　　５名

６．議案

第１号議案　　農地法第３条（所有権設定）の規定による許可申請について
第２号議案　　農地法第４条の規定による許可申請について
第３号議案　　農地法第５条の規定による許可申請について
第４号議案　　非農地証明願について
第５号議案　　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
第６号議案　　中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について
第７号議案　　平成２６年度の活動の点検・評価（案）及び平成２７年度の活動の点検・評価（案）について

７．報告事項

報告第１号　　合意解約通知書について
報告第２号　　農業用施設届について

午後２時００分開始

議長

只今より、第１２回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・番　・・・・・　委員、・・番　・・・・・　委員、・・番　・・・・・　委員、
・・番　・・・・・　委員、・・番　・・・・・　委員
は所要の為、欠席との連絡があっております。

農業委員会等に関する法律第２１条第３項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則　　第１４条第２項の規定により、議長が指名することになっており、・・番　・・・・・　委員、・・番　・・・・・　委員を指名します。

議長

第１号議案　農地法第３条（所有権移転）の規定による許可申請の１番から３番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第１号議案　農地法第３条（所有権移転）の規定による許可申請の１番から３番について、説明します。

１番の譲渡人は、・・・の・・・・・さん、譲受人は・・・の・・・・・さんです。田１筆１，２４２平方メートルを２番と交換するための申請です。

取得後の耕作面積は３２，９８７平方メートルで、農機具は、トラクター７台、キャリー２台、田植え機１台、コンバイン１台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、２番の譲渡人は、・・・の・・・・・さん、譲受人は、・・・の・・・・・さんです。田１筆１,１８０平方メートルを１番と交換するための申請です。

取得後の耕作面積は５，０３８平方メートルで、農機具は、トラクター１台、キャリー１台、田植え機１台、管理機１台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、３番の譲渡人は、・・・・・の・・・・・さん、譲受人は、・・・・・・の・・・・・さんです。田１筆１９８平方メートルを・・・・・・・番・、公衆用道路９８平方メートルと交換するための申請です。

取得後の耕作面積は７，７０２平方メートルで、農機具は、トラクター１台、耕うん機１台、田植え機１台、トラック１台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。　・番について、・・番　・・・・・　委員

現地調査員

第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請の１番について報告します。

１番の譲受人は、農家で６０年の農作業暦があります。

子と子の妻の３人で農業を営んでおり、水稲、西瓜、レタス、白菜を作付し、通作距離は車で３分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に２番について、・・番　・・・・・　委員

現地調査員

第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請の２番について報告します。

２番の譲受人は、農家で７０年の農作業暦があります。

子と２人で農業を営んでおり、水稲、人参を作付し、通作距離は徒歩で１０分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に３番について、・・番　・・・・・　委員

現地調査員

第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請の３番について報告します。

３番の譲受人は、農家で４３年の農作業暦があります。

妻と従業員の３人で農業を営んでおり、イチゴを作付し、通作距離は自宅から２キロメートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より説明がありました、第１号議案の１番から３番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第１号議案　農地法第３条（所有権移転）の規定による許可申請の１番から３番は許可することに決定します。

次に、第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請の１番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請の１番について説明します。

申請人は・・・・の・・・・・さんで、申請地１，１４０平方メートルに、木造平屋建て、貸家住宅６６．２４平方メートルを５棟、建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第３種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。　・・番　・・・・・　委員

現地調査員

第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請の１番について報告します。

１番の申請地は・・・・の一角にあり、北側及び東側は水路を挟んで道路、南側は申請者所有の宅地、西側は道路となっております。

雨水は溜桝を経由して道路側溝及び水路放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請の１番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第２号議案の１番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第２号議案　農地法第４条の規定による　許可申請１番については許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請の２番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請の２番について説明します。

申請人は・・・の・・・・・さん、申請地７１４平方メートルに、軽量鉄骨２階建て、共同住宅１３５．６３平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第３種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。　・・番　・・・・・　委員

現地調査員

第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請の２番について報告します。

２番の申請地は・・・の一角にあり、北側は水路、東側及び南側は宅地、西側は農地となっております。

雨水は施設内側溝を経由して河川へ放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽、施設内側溝を経由して河川へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請の２番について、ご

意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第２号議案の２番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第２号議案　農地法第４条の規定による　許可申請２番については許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請の３番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請の３番について説明します。

申請人は・・・・・・の・・・・・さん、畑２筆８９２平方メートルに太陽光発電施設（２３９．４７平方メートル、３４．５０ｋｗ及び２５５．４４平方メートル、３０．４０ｋｗ）を設置したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が１０㌶未満であることから、第２種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。　・・番　・・・・・　委員

現地調査員

第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請の３番について報告します。

３番の申請地は・・の一角にあり、・・・・・番第・は北側及び東側は宅地、南側は道路、西側は農地となっており、雨水は敷地内の側溝、溜桝を経由して道路側溝へ放流、・・・・・番・は北側及び東側は道路、南側は宅地、西側は農地となっており、雨水は自然流下で道路側溝へ放流するということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請の３番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第２号議案の３番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第２号議案　農地法第４条の規定による　許可申請３番については許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請の１番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請１番について説明します。

１番の譲渡人は・・・の・・・・・さん、譲受人は・・・の・・・・・さんで、畑２筆３２１平方メートルと隣接する・・・・番、宅地２５７．８５平方メートルに、木造２階建て、店舗（喫茶兼雑貨）９１．５０平方メートル（建築面積）を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が１０㌶未満であることから、第２種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・番　・・・・・　委員

現地調査員

第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請の１番について報告します。

１番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は農地、南側は宅地、西側は里道を挟んで農地

及び宅地となっております。

雨水は施設内側溝を経由して道路側溝へ、汚水および生活雑排水は合併浄化槽、施設内側溝を経由して道路側溝へ放流となっており、申請内容には問題ありませんでしたが、現地調査時に東側の石垣をやり直されており、事前着工になるのではないかと、思われましたので、報告します。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありました、第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請の１番について、現地調査員より、東側、石垣の積み直しは、事前着工になるのではないかとの報告がありましたが、事前着工に該当するのか、事務局の説明をもとめます。

事務局

石垣の積み直しは、事前着工になるのではないかとの質問ですが、５月２１日の現地調査時に現地調査員さんから、指摘がありましたので、県の利活用推進室に電話で確認したところ、転用の目的で石垣の積み直しをすることは、事前着工に当たる、との回答でした。

ただ、現地の写真等を送付して確認してもらったわけではなく、一般的にと言うことでの確認で、実際の現地の写真等を送ってもらえば、農政局へも確認して回答できるとのことでした。

その後、申請代理人の行政書士へ電話で内容を伝えたところ、事前着工との認識はなく、申請地は勾配がきつく、荒れており、石垣も壊れており、農地と見られないかもしれない、耕作放棄地と指摘されるかもしれないなどと考え、農地と見られるように、勾配をなくし、表土を入れることにした、そのため、土留めとして石垣の積み直しをして、農地に戻しただけです。との回答でした、本人としても、事前着工との意識はなく、よかれと思って実施したもので、農業委員さんの寛大な判断をお願いしますとのことでした。

そのあと、県の利活用推進室に申請地の内容を話したところ、５月２５日に、利活用推進室から連絡があり、そのような案件が以前あり、その時の取扱は、農地法施行規則第３２条「農地の転用の制限の例外」第１項第１号の「耕作の事業を行う者が、その農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため又はその農地をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合」の中の「農地の保全若しくは利用の増進のため」に該当すると判断でき、そのような取り扱いで構わないとの回答をいただきましたので、事前着工との判断はしなくて良いと思われます。

議長

只今、説明がありましたが、ご意見等がありませんか。

・・番　・・・・・　委員

申請人は、５反以上の農地を持っているのか、購入資格があるのか、確認したい。

事務局

・・番　・・委員の質問ですが、申請者について５反以上の農地があるのかとの質問ですが、譲渡人、譲受人とも５反以上の農地はもっていない。

・・番　・・・・・　委員

申請者は、農地をまったく持っていないのに、どうして購入できるのか教えてほしい。

事務局

農地を農地として使う場合は、５反以上、旧有明町と三会地区については、それ以外は、３反以上持っていないと農地としては買えないですが、この申請は、農地法５条の規定で農地を農地以外にするということですので、農地の面積、下限面積というのですが、それに該当しない。あくまでも、農地を農地以外にする申請ですので、農地を５反以上持つ必要はありません。

（「農地として、していないのだったら、事前着工になるのでは」との発言あり）

事務局

農地を売ったり買ったりする場合は、５反とか３反の規定があるのですが、それ以外、いま持っている分の農地を保全する場合は、問題ないと県に確認しております。

・・番　・・・・・　委員

そしたら、農地のために石垣を積んだということでしょう。農地の保全のために石垣を積んだということでしょう。

それが、農地にではなく農地以外に転用するのだったら事前着工でしょう。事前着工ではないのですか。農地として買うのだったらいいのですけど、農地にはしないのでしょう。農地にはしないけど、保全はしますではおかしいでしょう。

事務局

私も疑問でしたので、県に確認させていただきまして。それで、農地の時点での申請なので、その申請前の農地保全の石垣なので、事前着工とは判断しなくていい。ようするに、農地時点で保全管理をして、それからすぐ転用ということで、私たちもそういうのは、と話をしたのですがその期間、間の長さというのは、どこにも規定がないので、そういう取り扱いでも石垣の保全という形であれば問題ないと県の回答でした。

・番　・・・・・　委員

解釈を決めておかなければいけない。そういう逃げ方をするようになる。今後のため、申請があが

ったときに決めていたほうがいい。今後も出てくるのではないのですか。解釈のしかたがおかしいのでは。

事務局

今、・・委員からいわれたように、今回、事務局の説明も長かったように、最初は転用をするために石垣をするというのと、そのへんの差がでてくる。期間はいらないというか、どこにも書いてないので、例えば、半年とか、１年は待たなければいけないという期間が書いてないので、農地の保全ということであれば、石垣なり、土留め工なりできるだろう。というのが県の考え方でした。

今、・・委員がいわれたように、どこまでうちの総会で事前着工の線を引くかになると思いますが、実際農地の面自体はなにも手を付けていなかった、あくまでも石垣だけ、ということなので保全管理で判断できるのではないか、という県の解釈ですので、どのへんまで、総会の意見とするかを、ここで決めていただければ、次回からそれに合わせた判断をしていきたいとおもいます。県の考え方としては、そういう考え方でしたので、報告します。

・番　・・・・・　委員

事前着工が、解釈の仕方でできるようになると、総会の意味がなくなるのでは。

・・番　・・・・・　委員

申請があってから着工するのと、申請前工事をしたので分けたらいいのじゃないですか。

事務局

・・委員がいわれたのは、申請前にした分については事前着工としないで、申請した後にした分は事前着工と判断するということでいいのでは、という意見なのですか。

・・番　・・・・・　委員

今回の件は、現地調査の時この件を総会で通したとき、石垣の写真を見て県が、これは事前着工ではないのかと言われる心配を考えて報告した。石垣は新しかった。また、工事が終わったばかりの状態だったので。期間が経っていれば考えなかったが、あまりにも新しく、出来上がったばかりでしたので、事前着工ではないかと思った。それを総会で通していいのかと考えた。しかし、県が保全という判断ができるというのなら、そのままでいいと思います。

・・番　・・・・・委員

今の説明に追加してですが、石垣の天端が普通の土留め工と違って幅が広くて、家を建てる基礎みたいで広く普通の畑の土留めとは違った。それと、現地調査のときに、北安徳では、石垣を積んで１年か２年、農地として利用し、それを転用申請されていた。その場合はいいと思った。今度の場合はそのままなので、事前着工になるのではないか。１年か２年せめて半年でも作物を作ってからの転用

だといいと思う。

事務局

何人かの委員さんから意見が出ましたが、以前は土地改良届の場合は最低でも一作は作ってくれと農業委員会では指導していた。今後こういう事例がでてきた場合は、同じようにしてもらうと、農業委員会で決めるのは可能だと思います。

議長

平成５年に改良届を出して、急に補助事業が下りて、表土をまいて、麦をまいてすぐ、許可が下りた。１ヶ月ぐらいで。事業者が変わって、麦をまいて写真を撮ってすぐ申請された。今回の場合は、保全ということであれば、今後の現地調査時に判断に迷わないように、他の意見も出していただければ。

・・番　・・・・・　委員

今回の場合は、県の判断があれば、いいのではないですか。

・・番　・・・・・　委員

いろいろ解釈はあるから、今回の場合、石垣が壊れていたので、石垣を積みなおしたということなので、今後もこういうことはあると思うので、石垣を積んで何日後に転用申請がある場合もあると思う。石垣保全でされていると思うので、事前着工ではないと認めていいと思います。

・・番　・・・・・　委員

今回は、県に確認してあるので、いいと思います。

議長

他に、ご意見等はありませんか。

議長

ご意見等がありませんので、第３号議案の１番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請の１番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請の２番を上程します。事務局の説明を求め

ます。

事務局

第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請２番について、説明します。

２番の使用貸人は・・・の・・・・・さん、使用借人は・・・の・・・・・さんです。

畑２筆４６４平方メートルを借り受け、木造平屋建て住宅（建築面積）１０３．４８平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で住宅等が連たんしていることから、第３種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・番　・・・・・　委員

現地調査員

第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請の２番について報告します。

２番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び南側は農地、東側は使用貸人の農地、西側は使用貸人の原野となっております。

雨水は溜桝を経由して道路側溝へ放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請の２番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第３号議案の２番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請の２番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第４号議案　非農地証明願いの１番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第４号議案　非農地証明願いの１番について説明します。

１番の申請人は・・・・・・の・・・・・さんで、昭和５０年月日不詳頃より、雑木、竹等が生い茂り山林化しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・番　・・・・・　委員

現地調査員

第４号議案　非農地証明願いの１番について報告します。

申請地は・・・・・の一角にあり、北側は宅地及び農地、東側及び南側は農地、西側は道路となっております。

現地を見ますと、竹などが生い茂り山林となっており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第４号議案の１番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、１番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第４号議案の１番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第４号議案　非農地証明願いの２番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第４号議案　非農地証明願いの２番について説明します。

２番の申請人は相続人で・・・・・・・・・・の・・・・・さんで、昭和２６年月日不詳頃より、住居として利用されています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・番　・・・・・　委員

現地調査員

第４号議案　非農地証明願いの２番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側及び西側は宅地、南側は申請人の宅地となっております。

現地を見ますと、２０年以上前から宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第４号議案の２番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、２番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第４号議案の２番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第５号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第２４条の規定により、除斥の必要がありますので、・・番　・・・・・　委員の退場を求めます。

（・・・・・　委員　退場）

事務局の説明を求めます。

事務局

第５号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集５ページから７ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	８件	１８筆	１５，９５８．００㎡
耕作権の再設定	６件	９筆	８，６９９．００㎡
合　計	１４件	２７筆	２４，６５７．００㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集８ページに記載のとおりで、１件　２筆　2,１０５．００㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第５号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

・・番　・・・・・　委員の入場を求めます。

（・・・・・　委員　入場）

議長

・・　委員に関する案件も含め、農用地利用集積計画（案）は承認することに決定しましたので報告します。

次に、第６号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第６号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

この議案は４月の総会時に、長崎県農業振興公社(中間管理機構)へ耕作権の設定を承認いただいた件で、今回受け手の耕作権の設定について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の提出がありました。

ついては、「農地中間管理事業の実施に関する規定」の 10―(2)に基づき、農業委員会の意見を聴取するようになっております。

議案集の９ページをご覧ください。

・・・・・・の・・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は３８，１０９㎡、農機具はトラクター３台、トラック３台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・父・母・子の５名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第６号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。

議長

次に、第７号議案、平成２６年度の活動の点検・評価（案）及び平成２７年度の活動計画（案）について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第７号議案、平成２６年度の活動の点検・評価（案）及び平成２７年度の活動計画（案）について説明します。

この点検・評価及び活動計画につきましては、「農業委員会の適正な事務実施について」の通知に、農業委員会の役割や事務等が明記されてあり、その中に農業委員会は毎年当該年度の活動に対する点検・評価及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画の検討を行うよう定めてあります。

そこで、農業委員会で案を作成し、ホームページ等により公表して、３０日以上の意見及び要望等の募集期間を設けて、地域の農業者等から意見聴衆をするようになっております。

その後、意見及び要望を踏まえ、補正の上５月末までに「今年度の点検・評価結果」及び「次年度の目標とその達成に向けた活動計画」を決定し、これをホームページ等により公表するようになっております。

今年の３月の総会で農業委員の皆さんにお諮りしました「平成２６年度の活動の点検・評価(案)及び平成２７年度の活動計画(案)を、４月１日から４月３０日までの３０日間、市のホームページに掲載し、意見募集を行いました。

その結果、特に意見等はありませんでした。

つきましては、別添①の資料のとおり「平成２６年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成２７年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」に、地域の農業者等からの意見等の欄に「なし」、地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定欄に評価の案のとおりとして正式に決定してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、平成２６年度の活動の点検・評価（案）及び平成２７年度の活動計画（案）について原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第７号議案は原案どおり決定します。

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第１号の合意解約通知書について説明します。

議案集１０ページに記載のとおりで、２件　４筆　３，４６６㎡の届けがありました。

次に、報告第２号、農業用施設届については、同じく議案集１０ページに記載のとおりで、１件１筆　４０．００㎡の届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がありませんので、第１２回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第１２回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後２時５６分